

【 手術 】

77 血管塞栓術における肝動脈塞栓材の算定について

《令和6年2月29日》

○ 取扱い

次の臓器、疾患等に対するK615血管塞栓術における肝動脈塞栓材の算定は、原則として認められない。

- (1) 肝細胞癌以外の肝臓疾患
- (2) 脾臓
- (3) 腎臓
- (4) 肺・気管支
- (5) 骨盤骨折等の出血性外傷

○ 取扱いを作成した根拠等

肝動脈塞栓材については、厚生労働省通知^{*}に「肝細胞癌患者に対する肝動脈塞栓療法において使用した場合に限り算定できる。」と示されている。

また、現在、肝動脈塞栓材と同じ材料のゼラチンスポンジ塞栓材であるセレスキューや血管塞栓用球状塞栓物質（エンボスフィア、ヘパスフィア）、中心循環系血管内塞栓促進用補綴材（ディーシービーズ）などが特定保険医療材料として保険適用となっている。

このため、上記臓器、疾患等に対するK615血管塞栓術における肝動脈塞栓材の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について